京都府沿岸の定置網に設置された夜間標識灯の情報一覧

令和6年7月 京都府水産事務所

1 この資料の内容について

京都府の沿岸では、古くから多くの定置網が敷設されています。

近年、小型船舶を操縦される方が多くなり、操船経験の多いベテランの方なら良く知っておられる、このような定置網の位置を十分に把握されずに操船されるケースが増え、自動操舵などの航行支援機器が普及し、目視で安全を確認することが疎かになりがちなこともあってか、定置網へ乗り上げてしまう等の事故が多くなっています。

このような事故を起こしてしまうと、操船者自身が負傷や船舶の損傷 などの被害を受けることはもちろん、定置網を経営されている漁業者の 方々も、漁具が破損し、操業を休止せざるを得なくなるなど、経済的に 大きな打撃を受けてしまいます。

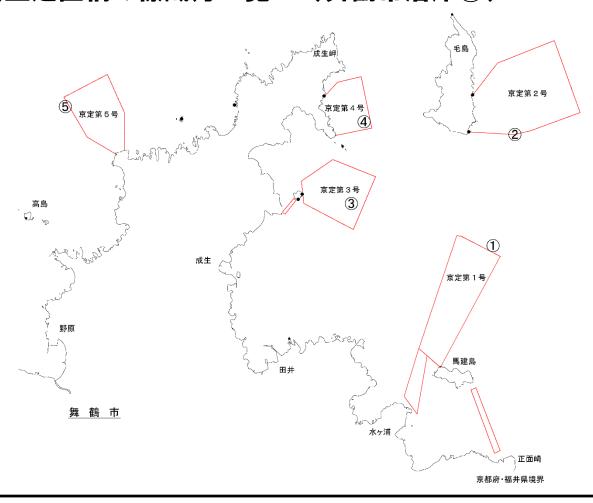
このため、特に事故の多発する夜間の安全な航行の参考にしていただくため、主な定置網の夜間標識灯の位置などの情報を収集し、資料として取りまとめました。

なお、情報の収集に際しては、京都府漁業協同組合と京都府定置漁業協会にも御協力をいただいています。

2 御利用いただく上での注意点

- 1) 定置漁業権の範囲は、漁業権免許状に記載されている漁場の範囲であり、実際に漁具が設置されている位置とは異なっています。
- 2)標識灯の位置を示す緯度及び経度は、世界測地系によるものです。
- 3) 緯度経度や図上の標識灯の位置はあくまで目安であり、実際に定置網の付近を航行される際は、目視での監視を十分に行ってください。
- 4) 標識灯の位置や写真は令和6年6月時点のものであり、それ以降に 形状や場所は変わっている可能性がありますので注意してください。

大型定置網の標識灯一覧1 (舞鶴市沿岸1)



① 京定第1号灯火



設 置 者:田井水産有限会社

灯 火 色:黄色

発光間隔:4秒に1回

設置位置:N 35°34.850′E 135°29.050′

② 京定第2号灯火



設 置 者:田井水産有限会社

灯 火 色:黄色

発光間隔: 4秒に1回

設置位置: N 35° 35.580′ E135° 29.295′

③ 京定第3号灯火



設 置 者:有限会社成生水産

灯 火 色:橙色

発光間隔:2秒に1回

設置位置: N35° 35.126′ E135° 27.897′

④ 京定第4号灯火



設 置 者:有限会社成生水産

灯 火 色:橙色

発光間隔:2秒に1回

設置位置: N35° 35.650′ E135° 28.019′

⑤ 京定第5号灯火



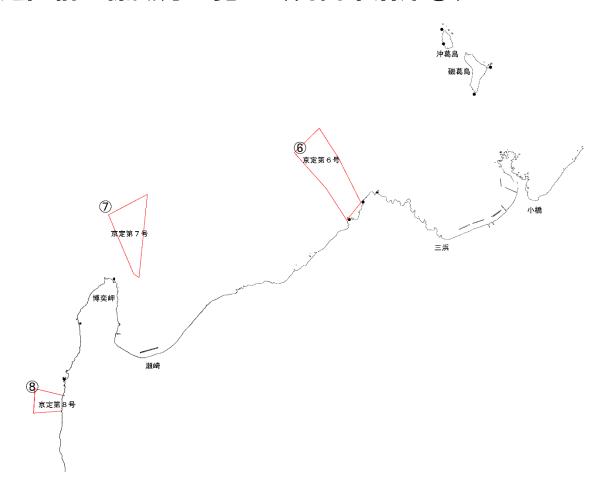
設 置 者:株式会社野原水産

灯 火 色:黄色

発光間隔:4秒に1回

設置位置: N35°35.737′E135°25.663′

大型定置網の標識灯一覧2(舞鶴市沿岸②)



⑥ 京定第6号灯火



設 置 者:有限会社三嘉

灯 火 色:橙色

発光間隔:4秒に1回

設置位置: N35°34.015′E135°22.188′

⑦ 京定第7号灯火



設 置 者:三共水産有限会社

灯 火 色:黄色

発光間隔: 4秒に1回

設置位置: N35°33.606′E135°20.545′

⑧ 京定第8号灯火



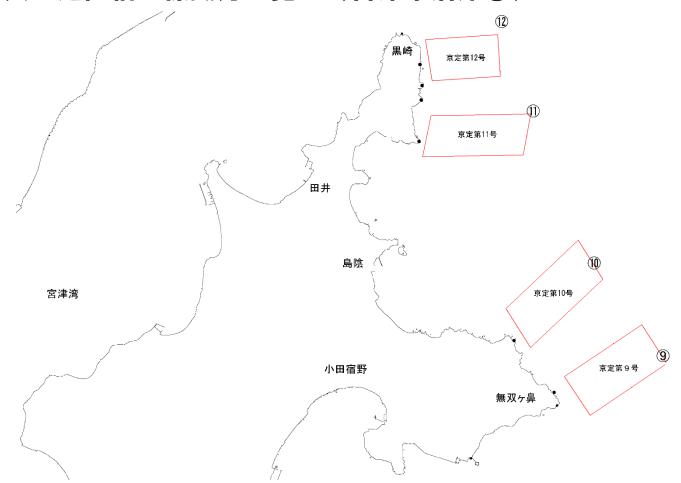
設 置 者:千共水産株式会社

灯 火 色: 橙色

発光間隔:3秒に1回

設置位置: N35° 32.367′ E135° 19.939′

大型定置網の標識灯一覧3(宮津市沿岸1)



9 京定第9号灯火



設 置 者: 栗田漁業生産組合

灯 火 色:黄色

発光間隔:4秒に1回

設置位置: N35°33.900′E135°17.306′

10 京定第10号灯火



設 置 者:栗田漁業生産組合

灯 火 色:黄色

発光間隔:4秒に1回

設置位置: N35°34.510′E135°16.741′

① 京定第11号灯火



設 置 者:栗田漁業生産組合

灯 火 色:黄色

発光間隔:4秒に1回

設置位置: N35°35.500′E135°16.262′

⑫ 京定第12号灯火



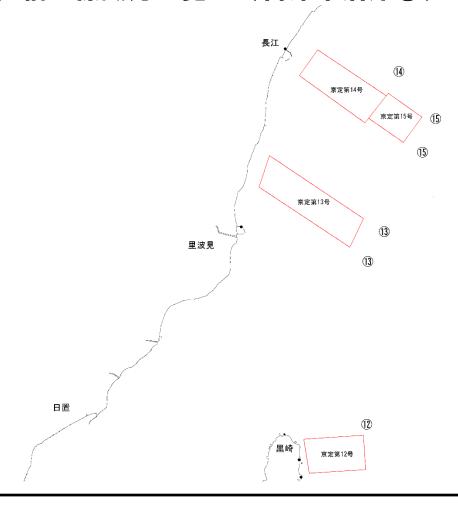
設 置 者: 栗田漁業生産組合

灯 火 色:黄色

発光間隔:4秒に1回

設置位置: N35°36.061′E135°16.025′

大型定置網の標識灯一覧4(宮津市沿岸2)



③ 京定第13号灯火(北側)



設 置 者:養老漁業株式会社

灯 火 色:橙色

発光間隔:4秒に1回

設置位置: N35°37.556′E135°16.160′

③ 京定第13号灯火(南側)



設 置 者:養老漁業株式会社

灯 火 色:橙色

発光間隔:4秒に1回

設置位置: N35° 37.325′ E135° 16.005′

14 京定第14号灯火



設 置 者:養老漁業株式会社

灯 火 色:橙色

発光間隔:4秒に1回

設置位置: N35 38.8 00' E135° 16.316'

⑤ 京定第15号灯火(北側)



設 置 者:養老漁業株式会社

灯 火 色:橙色

発光間隔:4秒に1回

設置位置: N35°38.448′E135°16.658′

⑤ 京定第15号灯火(南側)



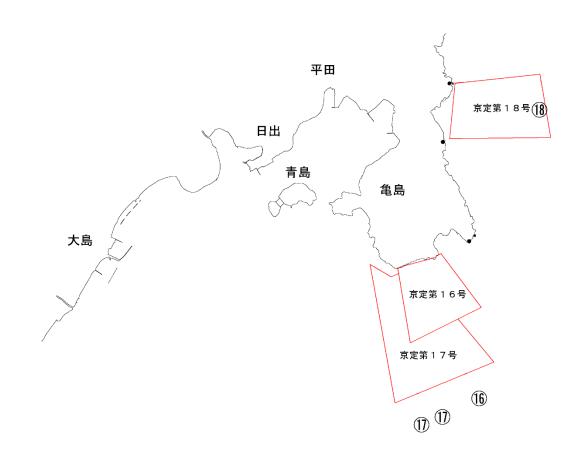
設 置 者:養老漁業株式会社

灯 火 色:橙色

発光間隔:4秒に1回

設置位置: N35°38.180′E135°16.539′

大型定置網の標識灯一覧5 (伊根町沿岸1)



16 京定第16号灯火



設 置 者:伊根浦漁業株式会社

灯 火 色:黄色

発光間隔:4秒に1回

設置位置: N35°38.903′E135°18.206′

① 京定第17号灯火(東側)



設 置 者:伊根浦漁業株式会社

灯 火 色:-

発光間隔:-

設置位置: N35°38.775′E135°17.966′

① 京定第17号灯火(西側)



設 置 者:伊根浦漁業株式会社

灯 火 色:黄色

発光間隔:4秒に1回

設置位置: N35°38.727′E135°17.850′

18 京定第18号灯火



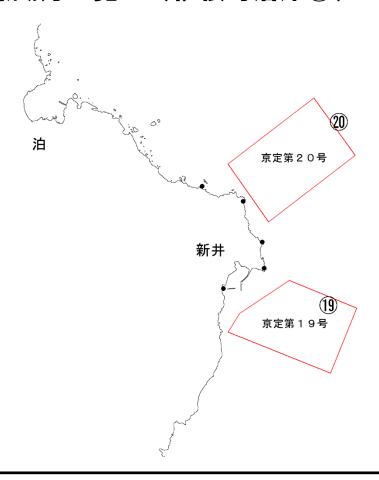
設 置 者:伊根浦漁業株式会社

灯 火 色:黄色

発光間隔:4秒に1回

設置位置: N35°40.428′E135°18.614′

大型定置網の標識灯一覧6(伊根町沿岸2)



19 京定第19号灯火



設 置 者:有限会社新井崎水産

灯 火 色:黄色

発光間隔: 4秒に1回

設置位置: N35°41.438′E135°18.899′

20 京定第20号灯火



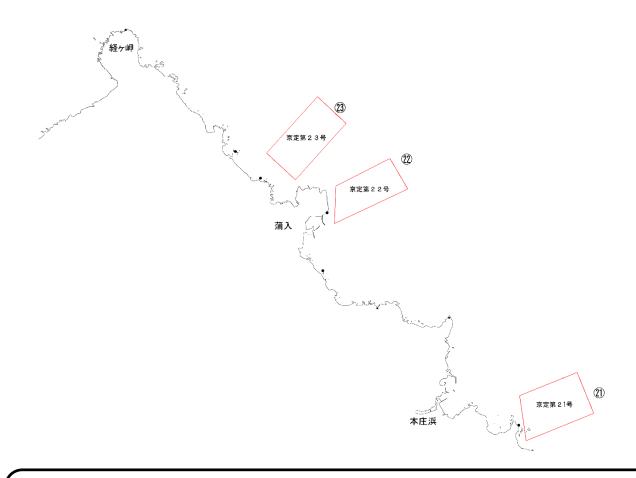
設 置 者:有限会社新井崎水産

灯 火 色:黄色

発光間隔:4秒に1回

設置位置: N35°42.271′E135°18.921′

大型定置網の標識灯一覧7 (伊根町沿岸3)



② 京定第21号灯火



設 置 者:有限会社新井崎水産

灯 火 色:黄色

発光間隔: 4秒に1回

設置位置: N35°43.934′E135°17.920′

② 京定第22号灯火



設 置 者:蒲入水産株式会社

灯 火 色:白色

発光間隔:2秒に4回

設置位置: N35°45.744′E135°16.064′

② 京定第23号灯火



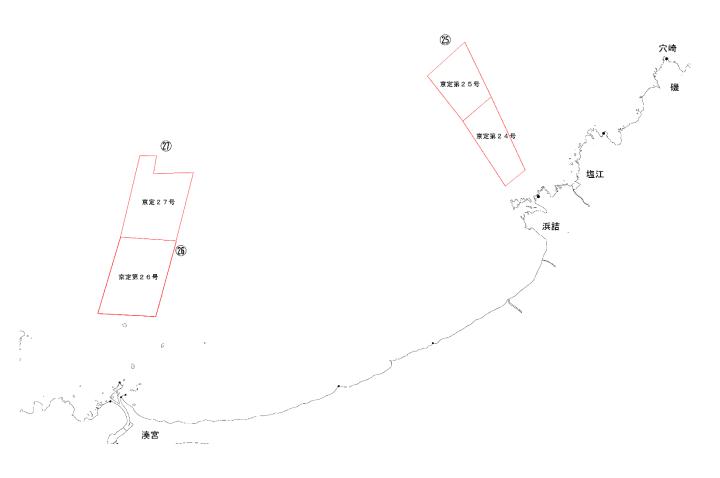
設 置 者:蒲入水産株式会社

灯 火 色:白色

発光間隔:2秒に4回

設置位置: N35°46.116′E135°15.435′

大型定置網の標識灯一覧8(京丹後市沿岸①)



京定第24号(舷灯なし)

写真なし

設 置 者:浜詰漁業生産組合

灯 火 色:-

発光間隔:-

設置位置:-

京定第25号灯火 **25**)



設 置 者:浜詰漁業生産組合

灯 火 色:黄色

発光間隔: 4秒に1回

設置位置: N35°41.653′E134°57.092′

26 京定第26号灯火



設 置 者:湊漁業株式会社

灯 火 色:黄色

発光間隔:4秒に1回

設置位置: N35°40.047′E134°54.611′

② 京定第27号灯火



設 置 者:湊漁業株式会社

灯 火 色:黄色

発光間隔: 4秒に1回

設置位置: N35°40.830′E134°54.503′

〈参考〉主な小型定置網の標識灯

舞鶴市金ヶ崎地先小型定置(鴨礁漁場)



設 置 者:株式会社鶴昇丸

灯 火 色:白

発光間隔:3秒に1回

設置位置: N35° 31.788′ E135° 18.725′